

## 平成 31 年度長野県医師国民健康保険組合保険料賦課額

	全被保険者				40 歳以上 65 歳未満の被保険者	
	①医療給付費分		②後期高齢者医療 支援金等分 (均等割額のみ)	合 計 (①+②)	③介護納付金分 (均等割額のみ)	合 計 (①+②+③)
	均等割額	所得割額				
<b>第一種組合員</b> (医師組合員で、 特別組合員を除く)	14,400 円	組合で算出した保険料を 郡市医師会へ割り当てた額 (最高：27,000 円 平均：15,600 円)	3,600 円	注1 33,600 円	4,400 円	注1 38,000 円
<b>第二種組合員</b> (従業員)	10,000 円 (従業員負担 5,000 円 事業主負担 5,000 円)	なし	注2 3,600 円	13,600 円 (従業員負担 注3 8,600 円 事業主負担 5,000 円)	注2 4,400 円	18,000 円 (従業員負担 注3 13,000 円 事業主負担 5,000 円)
<b>世帯員</b> (第二種組合員家族を含む)	7,500 円	なし	3,600 円	11,100 円	4,400 円	15,500 円

注1 所得割額が平均額(15,600 円)の場合の合計です。(年度中途に新規加入の第一種組合員の所得割額は、収入の多寡にかかわらず 15,600 円になります。)

注2 後期高齢者医療支援金等分保険料及び介護納付金分保険料の事業主負担は、事業主の立場で保険料の一部負担することは差支えないものと考えております。

注3 従業員負担分の保険料額は、後期高齢者医療支援金等分保険料 3,600 円と介護納付金分保険料 4,400 円を全額従業員が負担した場合の合計です。

☆上記保険料は毎月 22 日(銀行休業日の場合は翌営業日)に、ご指定の銀行口座から振替させていただきます。残高が不足していますと振替不能となり、組合より、直接振り込みをお願いする場合がございます。